

相模原市コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者等による新型コロナウイルス感染症対策の普及を図るとともに、SDGsの達成に向けた取組を推進することを目的として、市がSDGsの達成に向けた視点を持って新型コロナウイルス感染症対策を講じる者に対して補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金等の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に活動の本拠となる事務所等を有する法人又は団体の代表者であること。
- (2) 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 法人のうち、代表者又は役員のうち相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けていないもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、SDGsの達成に向けた視点を持って講じる新型コロナウイルス感染症対策に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率及び補助金の上限額は別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助金の額の算定において、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、別に定める申請受付期間内に行わなければならない。

- 2 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類

とする。

(1) 補助事業等に係る見積書の写し又は補助事業等に要する経費が確認できる書類

(2) 事業活動等の分かる書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 規則第 4 条第 2 項の規定により同条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類は、その添付を省略させるものとする。

3 市長は、規則第 5 条第 1 項の規定による審査等の結果、補助金等の不交付を決定したときは、補助金等不交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(抽選の実施)

第 6 条 市長は、申請受付期間内に受けた申請に係る補助金の額が予算の上限を超えるおそれがある場合は、補助対象の候補者を抽選により、決定することができる。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第 8 条 規則第 10 条第 3 項の規定による交付の決定の内容の変更は、補助対象経費の額の増額については行わないものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後、速やかに行わなければならない。

2 規則第 14 条第 1 項第 3 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 領収証又は支払を証する書類の写し

(2) 補助事業等を実施したことを証する写真等

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 規則第 14 条第 3 項において準用する規則第 4 条第 2 項の規定により、規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、その添付を省略させるものとする。

(補助金の交付の方法)

第10条 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行う。

(財産処分の制限)

第11条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、次の各号に掲げる対象の種別に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症飛沫感染対策用アクリルパーティション 1年

(2) デリバリー用電動バイク 3年

(様式)

第12条 この要綱による補助金の申請等に係る書類の様式は次のとおりとする。

補助金交付申請書	第1号様式
補助金交付決定通知書	第2号様式
補助金不交付決定通知書	第3号様式
補助事業計画変更(中止・廃止)申請書	第4号様式
補助金交付決定取消(変更)通知書	第5号様式
補助事業実績報告書	第6号様式
補助金の額確定通知書	第7号様式
補助金交付請求書	第8号様式

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止するものとする。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象経費	上限額	補助率
テイクアウト又はデリバリー用容器等の購入に要する経費	10万円	10/10

新型コロナウイルス感染症飛沫感染対策用アクリルパーティションの購入に要する経費	10万円	10 / 10
新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費	10万円	10 / 10
デリバリー用電動バイクの購入等に要する経費	30万円	1 / 2

コロナ対策 + 1 S D G s アクション補助金交付申請書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称 _____

代表者職・氏名 _____

印

住所 _____

上記補助金の交付について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

（申請者の概要）

名称 (商号・屋号・団体名)	(フリガナ)	
事業実施場所	〒	
事業内容 (活動内容)		
担当者	氏名	連絡先

（申請内容）

	該当項目 チェック	事業内容	申請額 (消費税除く)	備考
1		テイクアウト、デリバリー用 容器等購入事業	円	
2		飛沫感染対策用 アクリルパーティション購入事業	円	
3		感染症対策 P R 事業	円	
4		デリバリー用電動バイク 購入事業	円	
申請額合計 (千円未満切り捨て)			円	

補助金の申請にあたり、申請者は下記について確認、同意しています。

- 1 市内に活動の本拠となる事務所等を有する法人又は団体です。
- 2 営業許可など行政庁からの必要な許認可等を受けています。
- 3 市税の滞納はありません。また、市において納付状況の調査を行うことに同意します。
- 4 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31条）に規定する暴力団や、代表者、役員又はその他事業に携わるものに、暴力団に該当するものがある法人等ではありません。また、確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

第2号様式（規則第5条関係）

コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付決定通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称 _____

代表者職・氏名 _____

住所 _____

令和 年 月 日付けで提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

補助事業の名称	コロナ対策+1 SDGsアクション補助事業
補助金の名称	コロナ対策+1 SDGsアクション補助金
交付決定額	¥ 円
交付条件	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付要綱の定めに従う こと

第3号様式（第5条関係）

コロナ対策+1 SDGsアクション補助金不交付決定通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称

代表者職・氏名

住所

令和 年 月 日付けで申請のあったコロナ対策+1 SDGsアクション補助金については、次の理由で不交付に決定したので、コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

理由

コロナ対策+1 SDGsアクション補助事業
 計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

住所 _____

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定のあった件について、
 次のとおり計画変更（中止・廃止）したいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則
 第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

（申請の概要）

申請の種別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止・廃止
申請の理由	

（変更後の申請内容）

該当項目 チェック	事業内容	申請額 (消費税除く)	備考
1	テイクアウト、デリバリー用 容器等購入事業	円	
2	飛沫感染対策用 アクリルパーティション購入事業	円	
3	感染症対策PR事業	円	
4	デリバリー用電動バイク 購入事業	円	
申請額合計 (千円未満切り捨て)		円	

コロナ対策+1 SDGsアクション補助金

交付決定取消（変更）通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称

代表者職・氏名

住所

令和 年 月 日付コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付決定について、次のとおり取消・変更を確定しましたので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第8条第4項（同規則第10条第4項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

交付決定額	円
変更後の交付決定額	円

コロナ対策 + 1 S D G s アクション補助事業実績報告書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

住所 _____

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定のあった事業の実績について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

（実施した事業）

	該当項目 チェック	事業内容	補助対象経費 (消費税除く)	備考
1		テイクアウト、デリバリー用 容器等購入事業	円	
2		飛沫感染対策用 アクリルパーティション購入事業	円	
3		感染症対策PR事業	円	
4		デリバリー用電動バイク 購入事業	円	
補助対象経費合計 (千円未満切り捨て)			円	

補助事業完了年月日	令和 年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 領収証又は支払いを証する書類の写し
	<input type="checkbox"/> 補助事業を実施したことを証する写真等

第7号様式（規則第15条関係）

コロナ対策+1 SDGsアクション補助金の額確定通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称 _____

代表者職・氏名 _____

住所 _____

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定した補助事業については、令和 年 月 日付実績報告等に基づき、次のとおり確定したので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第15条の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

補助事業の名称	コロナ対策+1 SDGsアクション補助事業
補助金の名称	コロナ対策+1 SDGsアクション補助金
交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円
備考	

コロナ対策+1 SDGsアクション補助金交付請求書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

住所 _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

令和 年 月 日付け相模原市指令（S推）第 号により額の確定通知を受けた
 コロナ対策+1 SDGsアクション補助金について、相模原市補助金等に係る予算の執行に
 関する規則第18条の規定により次のとおり請求します。

1 補助金の額確定額	円
2 補助金の請求金額	円
3 添付書類	・補助金交付決定通知書の写し ・補助金の額確定通知書の写し

上記補助金は下記の口座へ振り込んでください。
 なお、請求者と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記口座への振込
 みをもって請求金の受領と認めます。

金融機関コード					支店コード			
振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 支所				
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄							
口座番号								
口座名義人	フリガナ							
	氏名							

太枠の中を記入してください。
 預金通帳当のコピー（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義）が記載されてい
 るもの）を添付してください。

令和 年 月 日	課名	担当	口座 確認	内線
----------	----	----	----------	----